

夫婦同姓の強制及び再婚禁止期間についての最高裁判所大法廷判決
を受けて民法における差別的規定の改正を求める会長声明

過日、最高裁判所大法廷（寺田逸郎裁判長）は、夫婦同姓を強制する民法第750条について、「本件規定は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれかの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。我が国において、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということとはできない。」として、同条は憲法第14条に違反しておらず、また、「本件規定の採用した夫婦同氏制が、夫婦が別の氏を称することを認めないものであるとしても、上記のような状況の下で直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできない。」として、憲法第24条にも違反していないと判示した。

一方、女性のみにも6か月の再婚禁止期間を定める民法第733条のうち再婚禁止期間100日を超過する部分については、「婚姻及び家族に関する事項については、その具体的な制度の構築が第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねられる事柄であることに照らせば、平成7年判決がされた後も、本件規定のうち100日超過部分については違憲の問題が生ずるとの司法判断がされてこなかった状況の下において、我が国における医療や科学技術の発達及び社会状況の変化等に伴い、平成20年当時において、本件規定のうち100日超過部分が憲法14条1項及び24条2項に違反するものとなっていたことが、国会にとって明白であったということは困難である。」として、立法不作為の違法は認めなかったものの、「再婚の場合に限って、前夫の子が生まれる可能性をできるだけ少なくして家庭の不和を避けるという観点や、婚姻後に生まれる子の父子関係が争われる事態を減らすことによって、父性の判定を誤り血統に混乱が生ずることを避けるという観点から、厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間を超えて婚姻を禁止する期間を設けることを正当化することは困難である。他にこれを正当化し得る根拠を見いだすこともできないことからすれば、本件規定のうち100日超過部分は合理性を欠いた過剰な制約を課すものとなっているというべきである。」として、同条は憲法第14条第1項、憲法第24条第2項に違反しているとした。

民法第733条のうち再婚禁止期間100日を超過する部分については違憲であるとした点については、妥当なものと評価する。しかし、民法第750条にかかる判断及び民法第733条の放置が違法と評価されるには至っていないとした点は、判断を誤ったものである。

民法第750条が定める夫婦同姓の強制は、憲法第13条及び同第24条第2項が保障する個人の尊厳、同第24条第1項及び同第13条が保障する婚姻の自由、同第14条第1項及び同第24条第2項が保障する平等権並びに女性差別撤廃条約第16条第1項（b）の規定が保障する「自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利」及び同項（g）の規定が保障する「夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）」を侵害するものである。今回の民法第750条にかかる最高裁判所判決の裁判官岡部喜代子、裁判官櫻井龍子、裁判官鬼丸かおる、裁判官木内道祥の各意見、裁判官山浦善樹の反対意見は、いずれも本件規定は憲法第24条に違反するとしている。

法制審議会は、1996年に「民法の一部を改正する法律案要綱」を総会で決定し、女性の再婚禁止期間の短縮及び選択的夫婦別姓制度の導入を答申した。また、国連の自由権規約委員会は女性のみにも再婚禁止期間を定める民法第733条について、女性差別撤廃委員会はこれらの規定に加えて夫婦同姓を強制する民法第750条について、日本政府に対し重ねて改正するよう勧告を行ってきた。法制審議会の答申から19年、女性差別撤廃条約の批准から30年が経つにもかかわらず、国会は、上記各規定を放置してきたものである。

当弁護士会は、国に対し、民法第750条及び同第733条を速やかに改正することを強く求める。

2015年（平成27年）12月24日

釧路弁護士会

会長 阪口 剛